

# 鳥取県公報

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に当  
たるときは、そ  
の翌日)

目次  
◆人委規則 管理職員等の範囲を定める規則  
公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団  
体の管理職員等の範囲を定める規則

## 人事委員会規則

管理職員等の範囲を定める規則をここに公布する。

昭和四十一年八月十二日

鳥取県人事委員会委員長 青 戸 辰 午

鳥取県人事委員会規則第三十号

管理職員等の範囲を定める規則

(目的)

第一条 この規則は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)第五十二条第四項及び教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二十一条の四第三項の規定に基づき、法第五十二条第三項ただし書に規定する管理職員等の範囲を定めることを目的とする。

(管理職員等の範囲)

第二条 法第五十二条第三項ただし書に規定する管理職員等は、別表の上

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一冊二百円(送料を含む)】

欄に掲げる機関についてそれぞれ同表の下欄に掲げる職を有する職員とする。

(組織の変更等についての通知)

第三条 各任命権者は、別表に掲げる機関に改廃があつたとき、又は職員の職の改廃若しくは新設があつたときは、すみやかにその旨を人事委員会に通知しなければならない。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

別表

機 関	職 名
本 庁	局長、課長、主任、主事(警備事務)
東京事務所	所長、次長、部長
大賀事務所	所長、次長、部長
北九州事務所	所長
名古屋事務所	所長
自治研修所	所長、次長
県税事務所	所長、事務長

備考  
1 この表中「課長補佐」、「室長補佐」、「館長補佐」又は「局長補佐」とは、これらの職のうち人事、給与、予算、庶務又は庁内取

等 局 部 務 事 の 会 員 委 育									
育 教					育 委 員 会 務 局				
養護学校	小学校	中学校	高等学校	青年の家	科学博物館	図書館	教育研究所	教育事務所	育 委 員 会 務 局
校長 教頭 事務長	校長 教頭 事務長	校長 教頭 事務長	校長 教頭 定時制主事 通信制主事 分校主任	所長	館長 庶務係長	館長 館長補佐 庶務係長 (米子図書館に所属するものに限る。)	所長 所長補佐	所長 学事係長 学事係主事 (人事関係の企画に關する事務を行なうものに限る。)	の企画に關する事務を行なうものに限る。 (給与の企画に關する事務を行なうものに限る。)

- 2 この表の職員の事務局の項中「主事(秘書事務を行なうものに限る。)」とは、主事のうち議長の秘書事務を行なうもの(秘書に關する補助事務を行なうものは除く。)をいう。
- 3 この表の知事の事務部局の項中「本庁」とは、鳥取県行政組織規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十三号)第二條第二項に規定する本庁をいう。
- 4 この表中「主査」とは、主査のうち知事の事務部局の本庁以外の機関又は教育委員会事務局の本庁以外の機関の職を兼ねる職以外のものをいう。
- 5 この表の知事の事務部局の東京事務所及び大阪事務所の項中「部長」とは、部長のうち庶務に關する事務を行なうものをいう。
- 6 この表の教育委員会事務局の項中「本庁」とは、教育委員会事務局のうち教育事務所を除いたものをいう。
- 7 この表の地方労働委員会事務局の項中「課長」とは、課長のうち庶務に關する事務を行なうものをいう。

務 事 の																				
内職公共職業補導所	労働事務所	工業試験場	物産館	計量検定所	高等看護学院	病院	衛生研究所	保健所	保育専門学院	整肢学園	積善学園	皆成学園	喜多原学園	婦人相談所	児童相談所	岩井長者寮	母来寮	精神障害者更生指導所	精神障害者更生相談所	福祉事務所
所長	所長	場長 分場長 庶務係長	館長	所長	院長	院長 副院長 医長 室長 薬剤長 事務長 総務係長	所長 庶務係長	所長 総務課長	院長 次長	園長 事務長 総務長	園長 次長	園長 次長	園長 次長	所長	所長 次長	寮長 次長	寮長 次長	所長 次長	所長	所長 社会課長

局 部																		
職業訓練所	地方農林振興局	農業改良普及所	農業試験場	果樹試験場	食品加工研究所	畜産試験場	中小家畜試験場	蚕業試験場	経営伝習農場	家畜保健衛生所	種畜場	大山放牧場	畜産指導所	林業試験場	水産試験場	境港魚市場	久米ヶ原土地改良事業所	土木出張所
所長 庶務係長	局長 課長	所長	場長 次長 分場長 庶務係長	場長 分場長 庶務係長	所長 庶務係長	場長 庶務係長	場長 庶務係長	場長 庶務係長	場長 次長	所長	場長	場長 次長	所長	場長 庶務係長	場長 分場長 庶務係長	場長	所長	所長 総務課長

6 河原町		5 船岡町		4 郡家町	
機 関	職	機 関	職	機 関	職
議会事務局	局長	議会事務局	局長	議会事務局	局長
町長 部 局	総務課長 民生課長 主任(総務課に所属し、人事及び予算に関する事務を行なうものに限る。)	町長 部 局	課長	町長 部 局	課長
教育委員会事務局	教育長	教育委員会事務局	教育長	教育委員会事務局	教育長
中 学 校	校長 教頭	中 学 校	校長 教頭	中 学 校	校長 教頭
小 学 校	校長 教頭	小 学 校	校長 教頭	小 学 校	校長 教頭
9 用瀬町		8 若桜町		7 八東町	
機 関	職	機 関	職	機 関	職
議会事務局	局長	議会事務局	局長	議会事務局	局長
町長 部 局	課長	町長 部 局	課長 相談室長 財政企画係長	町長 部 局	課長 総務係長
教育委員会事務局	教育長	教育委員会事務局	教育長	教育委員会事務局	教育長
中 学 校	校長 教頭	中 学 校	校長 教頭	中 学 校	校長 教頭
小 学 校	校長 教頭	小 学 校	校長 教頭	小 学 校	校長 教頭
3 福部村		2 岩美町		1 国府町	
機 関	職	機 関	職	機 関	職
村長 部 局	庶務係長	議会事務局	局長	議会事務局	局長
教育委員会事務局	教育長	町長 部 局	部長 課長 庶務係長 財務係長	町長 部 局	総務課長 民生課長
中 学 校	校長 教頭	中 学 校	校長 教頭	中 学 校	校長 教頭
小 学 校	校長 教頭	小 学 校	校長 教頭	小 学 校	校長 教頭
農業委員会事務局	局長	農業委員会事務局	局長	農業委員会事務局	局長
病 院	病院長 副病院長 医長 薬剤長 事務長 看護	保 育 園	園長	保 育 園	園長

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則をここに公布する。

昭和四十一年八月十二日

鳥取県人事委員会委員長 青 戸 辰 午

鳥取県人事委員会規則第三十一号

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則

(目的)

第一条 この規則は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)  
第五十二条第四項及び教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二十一条の四第三項の規定に基づき、法第七条第四項の規定により公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の法第五十二条第三項ただし書に規定する管理職員等の範囲を定めることを目的とする。

(管理職員等の範囲)

第二条 法第五十二条第三項ただし書に規定する管理職員等は、別表の上欄に掲げる機関についてそれぞれ同表の下欄に掲げる職を有する職員とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

3 福部村		2 岩美町		1 国府町	
機 関	職	機 関	職	機 関	職
村長 部 局	庶務係長	議会事務局	局長	議会事務局	局長
教育委員会事務局	教育長	町長 部 局	部長 課長 庶務係長 財務係長	町長 部 局	総務課長 民生課長
中 学 校	校長 教頭	中 学 校	校長 教頭	中 学 校	校長 教頭
小 学 校	校長 教頭	小 学 校	校長 教頭	小 学 校	校長 教頭
農業委員会事務局	局長	農業委員会事務局	局長	農業委員会事務局	局長
病 院	病院長 副病院長 医長 薬剤長 事務長 看護	保 育 園	園長	保 育 園	園長

10 佐治村

機 関	教育委員会事務局	教育長
中 学 校	校長 教頭	
小 学 校	校長 教頭	

11 智頭町

機 関	議会事務局	局長
村 長 部 局	総務課長 住民課長	
教育委員会事務局	教育長	
中 学 校	校長 教頭	
小 学 校	校長 教頭	

12 気高町

機 関	議会事務局	局長
町 長 部 局	課長 総務係長	
病 院	病院長 副病院長 医長 室長 薬局長 事務長	
教育委員会事務局	教育長	
中 学 校	校長 教頭	
小 学 校	校長 教頭	

13 鹿野町

機 関	町 長 部 局	課長 課長補佐（総務課に所属するものに限る。）
教育委員会事務局	教育長 次長	
中 学 校	校長 教頭	
小 学 校	校長 教頭	

14 青谷町

機 関	議会事務局	局長
町 長 部 局	総務課長 民生課長	
教育委員会事務局	教育長	
小 学 校	校長 教頭	

15 羽合町

機 関	議会事務局	局長
町 長 部 局	課長	
教育委員会事務局	教育長	
中 学 校	校長 教頭	
小 学 校	校長 教頭	

16 泊村

機 関	町 長 部 局	課長 評価室長
教育委員会事務局	教育長	
中 学 校	校長 教頭	
小 学 校	校長 教頭	

17 東郷町

機 関	議会事務局	局長
村 長 部 局	総務係長	
教育委員会事務局	教育長	
中 学 校	校長 教頭	
小 学 校	校長 教頭	

18 三朝町

機 関	議会事務局	局長
町 長 部 局	課長 人事係長 財政係長	
教育委員会事務局	教育長	
中 学 校	校長 教頭	
小 学 校	校長 教頭	

19 関金町

機 関	町 長 部 局	総務課長 財政課長 厚生課長 観光工課長 課長補佐（総務課又は財政課に所属するものに限る。）
教育委員会事務局	教育長 次長	
中 学 校	校長 教頭	
小 学 校	校長 教頭	

20 北条町

機 関	議会事務局	局長
町 長 部 局	課長	
教育委員会事務局	教育長	
中 学 校	校長 教頭	
小 学 校	校長 教頭	

21 大栄町

機 関	議会事務局	局長
町 長 部 局	課長	
教育委員会事務局	教育長	
中 学 校	校長 教頭	
小 学 校	校長 教頭	



45	鳥取県旧町村職員恩給組合資産管理組合	組合長の補助機関	局長
44	関金町倉吉市中学校組合	機関 教育委員会の補助 中学校	教育長 校長 教頭
43	鹿野町気高町中学校組合	機関 教育委員会の補助 中学校	教育長 校長 教頭
42	米子市日吉津村中学校組合	機関 教育委員会の補助 中学校	教育長 校長 教頭
41	境港市美保関町渡船事業組合	機関 管理者の補助機関	局長 次長
40	鳥取県市町村消防災害補償組合	機関 組合長の補助機関	局長 次長

46	鳥取市外五カ町村伝染病隔離病舎組合	機関 管理者の補助機関	事務長
----	-------------------	----------------	-----

35	江府町	機関 議会事務局 町長 部 局	局長 課長 固定資産評価室長 行政係長 管理係長
34	日野町	機関 議会事務局 町長 部 局 支 所 教育委員会事務局 小 学 校 農業委員会事務局	局長 課長 人事係長 所長 教育長 校長 教頭 校長 教頭 局長
33	日南町	機関 議会事務局 町長 部 局 尙 風 園 病院 教育委員会事務局 中 学 校 小 学 校	局長 課長 園長 病院長 副病院長 事務長 部長 校長 教頭 校長 教頭

39	鳥取県町村職員退職手当組合	機関 組合長の補助機関	局長 次長
38	邑法第一中学校組合	機関 教育委員会の補助 中学校	教育長 校長 教頭
37	境港管理組合	機関 港務管理委員会事務局 中 学 校 小 学 校	局長 次長 庶務課長 校長 教頭
36	溝口町	機関 議会事務局 町長 部 局 保 育 所 教育委員会事務局 中 学 校 小 学 校	局長 課長 固定資産評価室長 行政係長 財政係長 所長 教育長 校長 教頭 校長 教頭